

一般競争入札の公告

いわて子どもの森受付等業務委託の調達について、一般競争入札に付することとしたので公告します。

令和7年2月13日

社会福祉法人岩手県社会福祉事業団
理事長 八重樫 幸治

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務名 いわて子どもの森受付等業務
- (2) 履行場所 岩手県立児童館 いわて子どもの森
二戸郡一戸町奥中山字西田子 1468-2
- (3) 履行期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日
- (4) 業務概要 「委託業務仕様書」による。
- (5) 入札方法

業務名を『いわて子どもの森受付等業務』とした総価入札に付する。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札日現在で、岩手県内に本社、支店又は主たる営業所を有していること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（県が別に定める入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団でないこと。
- (5) 入札参加資格申請書の提出の日から落札決定の日までの間に、岩手県から措置基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- (6) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約と同等の業務を営んでいること。
- (7) この公告の日から過去5年以内に、当該業務と同種の契約実績を有し、かつ誠実に履行した者であること。

3 入札参加者に求められる事項

入札参加者は、令和7年2月27日（木）午後5時までに次の書類をいわて子どもの森に提出しなければならない。

また、開札日の前日までの間において、いわて子どもの森から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- (1) 入札参加資格申請書（様式第1号）
- (2) 受付等業務に関する履行実績届出書（様式第2号）

提出された書類による確認の結果、入札参加資格を有すると確認された者に限り、入札に

参加できるものとする。

なお、その結果は令和7年3月7日（金）午後5時までに連絡するものとする。

4 入札説明書の交付場所及び契約条項を示す場所等

〒028-5134 二戸郡一戸町奥中山字西田子 1468-2

いわて子どもの森 電話番号：0195-35-3888

5 入札及び開札の日時及び場所

日 時 令和7年3月12日（水） 午後3時

場 所 岩手県立児童館いわて子どもの森 研修室

（二戸郡一戸町奥中山字西田子 1468-2）

6 入札保証金に関する事項

(1) 社会福祉法人岩手県社会福祉事業団会計規則施行細則14により見積る入札金額の100分の3以上の額を前日までに指定する口座（岩手銀行沼宮内支店当座 1000484 口座名義社会福祉法人岩手県社会福祉事業団）に入金すること。

ただし、次の各号に該当する場合は、入札保証金を免除する。

ア 一般競争入札に参加しようとする者が、保険会社との間に事業団を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 一般競争入札に付する場合において、地方自治法施行令〔昭和22年政令第16号〕第167条の5第1項又は第167条の11第2項の規定により岩手県知事が定める資格を有する者（以下「競争入札参加資格者」という。）

(2) 入札参加者は入札保証金を納付した場合には領収書を、入札保証保険契約を締結した場合には保険証券を、入札書提出に先立ち、提出すること。

(3) 入札保証金は、開札（再度入札の開札を含む。）完了後、入札参加者またはその代理人からの請求により還付する。

(4) 契約の相手方となるべき者が納付した入札保証金については、当該競争入札に係る契約書を取り交わした後にこれを還付するものとする。なお、契約の相手方となるべき契約を結ばない時は岩手県社会福祉事業団に帰属するものとする。

(5) 代理人に入札保証の納付及び還付に関する行為をさせようとする者は、委任状を提出しなければならない。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札の無効

この公告に示した入札参加者資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、その他入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 入札等に関する照会先

上記4に同じ。

(5) 落札者の決定方法

社会福祉法人岩手県社会福祉事業団会計規則施行細則14第4条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 調達手続の停止

当該契約に係る予算が成立しない場合等にあつては、本件調達手続について停止の措置を行うことがある。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。